

令和6年度日向市上下水道料金等審議会審議内容

1 はじめに

下水道は、日常生活における汚水の処理や雨水排水により浸水を防止する役割があり、住宅周辺からの悪臭や害虫の発生防止を図り、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできない重要なインフラであります。

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の運営を行っており、将来に渡って安定した下水道サービスを提供していかなければなりません。健全な経営の実現のために、公共下水道事業は平成26年度、農業集排水事業は令和2年度に、地方公営企業法に基づく経理方式へ移行し、資産・負債・資本といった財政状況の把握や類似団体(本市と人口・産業規模が近い市)との経営比較分析を進めてきたところです。将来の経営状況を見据えながら、公営企業として「下水道使用料による自立経営」の確立を目指していくことが、本来のあるべき姿であると考えます。

本市の下水道使用料(農業集落排水処理施設使用料は下水道使用料と統一料金)は、昭和62年の供用開始以来、改定を行っておらず、一般会計から多額の補てん(繰入金)を受けながら、経営を継続させている状況があります。

また、今後人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中、施設の老朽化に伴う更新費用の増加に加え、大規模地震に備えた耐震化・耐津波化の推進も大きな課題となっており、下水道事業の持続可能性が大いに危惧される局面を迎えています。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項に対し、本市の将来を見据えて、さまざまな観点から慎重に審議を行いました。

2 下水道使用料の改定について

(1) 公共下水道事業経営の現状

本市の下水道使用料は、令和4年度決算において、使用料単価は127.2円/m³で、汚水処理原価は138.0円/m³です。自立した経営基盤の構築度を示す指標である経費回収率(下水道事業の主たる財源である下水道使用料で汚水処理にかかる経費を、どの程度賄えているかを表した指標で100%を超えていることが望ましい。)は92.16%となっています。

経費回収率が100%を下回る状況は、地方公営企業法の経理方式への移行後も続いており、不足する財源を一般会計からの繰入金に依存している経営が常態化しています。

(2) 農業集落排水事業経営の現状

農業集落排水処理施設使用料は、令和4年度決算において使用料単価は120.9円/m³、汚水処理原価は161.8円/m³で、経費回収率は74.69%となっています。

農業集落排水事業は、農村集落における生活雑排水の適正処理による生活環境の改善や地域の農業用排水の水質汚濁を防止し、農業の生産性の向上にも寄与す

ることを目的とした事業であります。比較的人口密度の低い地域での事業経営となるため、その使用料で必要経費を賄うことは困難であり、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない事業であると考えます。

(3) 改定の必要性の検討に向けた分析の前提条件

下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料は公平性を保つため統一した料金体系となっています。

農業集落排水処理施設使用料の今後の経営分析を行おうとした場合、その事業の特性上大幅な改定率によらなければ、経費回収率100%の達成は見込めないと想定されます。

今回、農業集落排水事業の特性や人口規模の観点からも、公共下水道事業における経費回収率の推移等の分析を行い、下水道使用料の改定を検討し、農業集落排水処理施設使用料の改定もこれに準ずる形をとることとしました。

(4) 審議会として目指す方向性

審議会では、持続可能な下水道事業を目指す上で次の2つの理念を掲げ審議を進めてきました。

① 公営企業の独立採算の原則に立ちかえったあるべき費用負担

下水道事業の経営にあたっては、「雨水公費・汚水私費」の原則があります。雨水は自然現象に起因するものであり、雨水排除は広範囲に受益が及ぶことから、一般会計からの繰入金が繰入基準として認められています。一方で、汚水処理にかかる経費は受益者からの使用料で賄うこととされています。

しかしながら、本市の下水道事業は、下水道使用料で汚水処理にかかる経費を賄うことが出来ていないため、不足額を一般会計からの繰入金により補てん(基準外繰入金)している状況が続いているため、この適正化に向けた経営改革を進めていく必要があります。

汚水処理費の経費削減に向けた事業の効率化を推進していくことは勿論ですが、下水道使用料の適正な水準についても検討をしていかなければなりません。

② 世代間、地域間の費用負担公平性の確保

今後、施設の大規模更新に加え、耐震化、耐津波化も推進していかなければなりません。改築更新時期が重なる世代であっても、将来世代であっても同じように下水道を使用し、同じ水準の費用負担を担っていく事業計画のあり方が重要になってきます。

建設改良にかかる財源には、国庫補助と企業債の借入を併用し、耐用年数に応じた企業債の償還に使用料を充てることにより、将来世代との公平性を確保していくことが可能となります。安定した企業債の借入と償還計画を推進していく上では、施設の優先順位を整理した更新計画を精査し、計画に沿った建設改良を推進していかなければなりません。

また、公共下水道事業、農業集落排水事業の区域外である合併処理浄化槽利用者との汚水処理にかかる費用負担についても比較検討を行い、市のどこに住んでい

でも同水準の費用負担を目指していくことは市全体の行政運営のあり方として重要になると考えます。

(5) 今後の事業経営の見通しと下水道使用料改定の必要性

【建設改良費の推移】

公共下水道事業は、1974年(昭和49年)の事業着手以来、終末処理場である浄化センターに加え、今日まで、約213kmの汚水管渠を整備してきました。下水道事業区域の整備は令和8年度末をもって完了させる予定です。供用開始から37年が経過し、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来を迎えるなか、今後の事業展開は施設のストックマネジメント事業(効率的な既存施設の維持管理)にシフトしていくこととなります。

また、近年、多発している大規模地震により、他県では下水道施設が大きな被害を受け、その復旧に多大な事業費と時間を要する事態が発生しています。下水道施設は他のライフラインと異なり、災害により使用不能となった場合、代替機能の確保が難しいと言われています。下水施設の耐震・耐津波化の推進は、市民生活を守る上で重要かつ急務であり、施設の老朽化による更新に併せ地震対策を効果的に進めていく必要があります。

以上により、今後、下水道事業費の平準化を図りながらも建設改良費は増加していくことが見込まれます。

【経費回収率の推移】

市では経営改革の一環として下水道事業全体計画の縮小や消化ガス発電の実施等を進めてきており、今後も施設の更新時点における人口減少を考慮した設備のダウンサイジング(規模の縮小化)や財光寺汚泥処理場との共同化による汚泥処理の効率化等の取組を推進していくこととしています。

しかしながら、人口減少に伴う使用料収入の減少と物価高騰による汚水処理経費の増額見込みに加え、施設の更新・改築による減価償却費の増加は避けられないと見込まれます。

このことにより、汚水処理費の増加が続き、経費回収率は徐々に減少していくことが予想され、令和4年度実績の92.16%から令和11年度には85%を下回っていくことが懸念されます。

【基準外繰入金の推移】

令和4年度決算における一般会計からの繰入金総額は650,000千円で、このうち基準外繰入金は311,125千円となっており、この基準外繰入金は年々増加しております。今後も、使用料収入の減少額を補てんするために、繰入金総額を増やすこととなれば、基準外繰入金は継続して増加していくことが懸念されます。

【公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外との公平性】

現行の下水道使用料は、一般家庭の平均的な使用量20m³の場合、月額2,750円(税込)となります。合併処理浄化槽利用者においては5人～10人槽の場合、年間の保守点検や清掃料、法定検査にかかる費用を月額換算すると3,475円(税込)という状況になっています。

租税収入を財源とする一般会計繰入金により、現行の使用料体系が維持されてきている状況を考えると、公平性の確保という観点からも基準外繰入金の圧縮は今後目指すべき課題と言えます。

(参考)

※公共下水道と合併処理浄化槽との維持管理費用負担の比較(税込)

公共下水道の場合(一般家庭想定:20m³/月使用時)	
基本料金550円+従量料金2,200円=2,750円/月	
合併処理浄化槽の場合(5人槽～10人槽)	
保守点検 9,900円	} 41,700円/年 ⇒ 3,475円/月
清掃料 28,000円	
法定検査 3,800円	

【下水道使用料改定の必要性】

下水道使用料収入の減少が見込まれるなか、下水道施設の老朽化に伴う更新、耐震化等は着実に推進していかなければならず、事業に必要な経費の増加は避けられません。経費増加の抑制に向けた事業経営の効率化を常に目指していかなければなりません。経営の効率化のみで経費回収率の改善を図っていくことは困難であると考えます。

また、これまで以上に下水道事業区域内外からの租税収入を財源とする一般会計繰入金に依存していくことは、市全体の租税と受益の公平性や公営企業として原則とされる独立採算制の追求からも離れていくこととなります。

以上から、将来に渡り持続可能な下水道事業の実現を目指す上で、下水道使用料の改定はやむを得ないと判断します。

3 使用料改定の考え方

【改定率】

経営戦略の投資・財政計画期間は10年間ではありますが、使用料の算定期間は3～5年程度に設定することが適当であるとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間に於いて、経費回収率100%以上を達成できる改定率を目指しつつ、一般家庭使用量(20m³)での合併処理浄化槽利用者との費用負担の公平性を考慮する範囲としました。

○下水道使用料体系

(税込)

区分	現行	改定案	改定額	改定率
基本料金	550円	660円	110円	20%
水量料金	110円/m ³	132円/m ³	22円/m ³	20%

改定案の場合、使用水量が20m³での使用料は月額3,300円(税込)となり、合併処理浄化槽利用者の月額換算3,475円(税込)の範囲内において、経費回収率100%以上を達成することができる見込みです。

また、一般会計からの基準外繰入金も経営状況を見ながら、削減していくことも可能となります。

【改定の時期】

一般会計繰入金に依存した経営状況からの改善は急務と考えることから、令和7年度中の改定が望ましいと判断します。

ただし、市民生活や事業者への影響を考慮し、段階的な改定措置も必要と考えます。

○下水道使用料体系

(税込)

区分	現行	改定案① 令和7年度	改定案② 令和9年度
基本料金	550円	660円	660円
水量料金	110円/m ³	121円/m ³	132円/m ³

改定案①では直ちに経費回収率100%を超える見込みですが、令和9年度には再び100%を下回ることが懸念されます。このため、同年度に2回目の改定を行うことで、次期見直しを検討する令和11年度まで経費回収率100%以上を維持できる見込みになります。

4 今後の事業経営について

汚水処理の中断は、市民生活や企業活動に大きく影響をあたえることから、老朽化した施設の補修・更新及び耐震化・耐津波化については計画的かつ効果的に進めていきたいと思いをします。

また、今後とも常に経費削減の意識を持ち、健全な経営の確保を目指しつつ、定期的に経営分析を行いながら、改定の必要性について検討を行ってください。

5 下水道事業全般の周知・広報について

下水道使用料の改定を進めるにあたっては、十分に市民や事業者の理解と協力を得られるよう努めていく必要があります。

下水道施設の現在の老朽化の状況や今後の耐震化に向けた取組に加え、供用開始からこれまでの事業経営の状況や行ってきた経営努力等についても丁寧で分かり易い説明を行い、より一層の理解が得られるよう努めていきたいと思いをします。

6 経営戦略の改定について

地方公営企業の中長期的な基本計画として、10年間の投資・財政計画を踏まえた「経営戦略」については、公共下水道事業が平成30年4月、農業集落排水事業が令和2年3月に策定を行っています。

現在、この経営戦略については、経費回収率等の経営指標の改善目標値や改善時期、定期的(少なくとも5年毎)な検証・見直しを行っていくことなどについて具体的に記載することが要請されており、より実効性の高い計画へと改定することが求められています。

本審議会での意見を踏まえ、将来に渡り持続可能な下水道事業経営を念頭に置いた経営戦略の改定を進めていただきたいと思います。

7 結び

本審議会は、持続可能な下水道事業経営のための下水道使用料の適正水準について、市長からの諮問を受け、下水道を取り巻く現状や今後の見通しを踏まえ、慎重な審議を重ねました。

本審議内容は下水道使用料の適正水準について基本的な方向性を示したものになったと考えますが、使用者である市民や事業者の理解と協力を得ながら事業を推進していくことが重要です。使用者への影響も考慮し、その改定は慎重に決定されるよう期待します。

また、独立採算制の原則を目指し、一般会計からの基準外繰入金の抑制を図っていくことは、本来、市全体の発展や市民生活の向上に必要な施策の推進にも繋がっていくと考えます。下水道事業が将来に渡り、安定的に運営され、その健全な経営が市全体の発展の支えの一助になることを望みます。

参考資料

参考資料1 令和6年度日向市上下水道料金等審議会 審議経過

参考資料2 日向市上下水道料金等審議会条例

参考資料3 令和6年度日向市上下水道料金等審議会 委員名簿

令和6年度日向市上下水道料金等審議会 審議経過

開催日等		審議事項等
令和6年度 第1回	令和6年6月4日(火) 午後3時から 日向市役所 4階 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書の受理 ・下水道事業の概要説明
第2回	令和6年7月2日(火) 午後2時から 日向市浄化センター 2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の経営状況について ・浄化センター内の見学
第3回	令和6年8月5日(月) 午後2時から 日向市健康管理センター 2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定の必要性の審議 ・下水道使用料改定案の説明・審議
第4回	令和6年9月20日(金) 午後2時から 日向市中央公民館 2階 第2研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定案の審議 ・答申書の説明と審議、作成

○日向市上下水道料金等審議会条例

昭和 54 年 12 月 22 日

条例第 18 号

(趣旨)

第1条 この条例は、日向市上下水道料金等審議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため、日向市上下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 水道料金に関する事項
- (2) 下水道使用料に関する事項
- (3) 農業集落排水処理施設使用料に関する事項
- (4) 下水道事業受益者負担金に関する事項
- (5) 農業集落排水事業受益者負担金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の水道使用者、公共下水道使用者又は農業集落排水処理施設使用者
- (4) その他必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を失う。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年3月 26 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

(日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年日向市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(日向市下水道事業受益者負担金等審議会条例の廃止)

3 日向市下水道事業受益者負担金等審議会条例(昭和 59 年日向市条例第 32 号)は、廃止する。

附 則(令和元年9月 24 日条例第 60 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料3

令和6年度日向市上下水道料金等審議会 委員名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	宮崎大学地域資源創成学部 教授	桑野 斉
2		公認会計士	中村 景子
3	団体	日向市区長公民館長連合会 理事	日高 辰彦
4		日向商工会議所 事務局長	野口 洋
5		日向市社会福祉協議会 事務局長	大野 靖文
6		日向市PTA協議会 会長	葛西 了一
7	市民	市民公募	出口 貴史
8		市民公募	山本 恵子
9	関係行政機関	宮崎県日向土木事務所 技術次長	浜川 浩一
10		宮崎県日向保健所 衛生環境課長	林田 哲也